

会計担当者・事業責任者（委員長）報酬規定

第1条（目的）

本規定は、一般社団法人徳島県サッカー協会（以下「当協会」という）において、会計担当者および事業責任者（委員長）に対して支給する報酬に関する事項を定め、業務の適正な遂行および責任の明確化を図ることを目的とする。

第2条（対象者）

報酬の支給対象者は、理事会または会長の承認を得て以下の役職に任命された者とする。

- 会計担当者、経理担当者
- 委員長、事業責任者

第3条（業務内容）

各対象者の業務内容は以下の通りとする。

1. 会計担当者、経理担当者
 - ・ 会計帳簿の作成および管理
 - ・ 出納帳の作成（月1回）
 - ・ 金銭の用意・支払い準備（月1回）
 - ・ その他、会計に関する業務全般
2. 委員長、事業責任者
 - ・ 担当事業の企画・運営・進行管理
 - ・ 関係団体・関係者との調整および報告業務
 - ・ 予算管理および成果報告の作成
 - ・ 必要に応じた意思決定およびリスク対応
 - ・ その他、事業遂行に必要な業務

第4条（報酬額）

報酬は、第3条の業務内容に応じて、以下の月額を下限として支給する。ただし、各種委員会・各種事業の予算規模に応じ下限を下回る額の支給も可とする。また、令和7年4月1日～令和7年12月31日までの期間も令和7年度の対象として精算に含めるものとする。

役職	月額報酬（下限）
会計担当者・経理担当者	3,000 円以上
委員長・事業責任者	5,000 円以上

※各種委員会・各種事業で機関決定した議事録及び定める規定を提出すること。

※報酬は、各種委員会・各種事業予算を充当すること。

第5条（支給方法）

報酬は、毎月末日までに当協会が指定する方法により支給する。支給方法は、金融機関口座への振込とする。

第6条（報酬の見直し）

本規定に基づく報酬額は、業務内容の変更、協会の財政状況、または理事会の決議により、必要に応じて見直すことができる。

第7条（附則）

本規定は、令和8年1月1日より施行する。